

---

令和8年度  
地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

---

市区町村向けガイドライン

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局

## 目次

1. はじめに	.....P. 2
2. 本ガイドラインについて	.....P. 3
3. 本事業の概要	.....P. 4
4. 市区町村へのご依頼事項	.....P. 5
ご依頼事項①「連携市区町村」としての登録	P. 5
ご依頼事項② 評価コメントの提出、及び配点比率の指定	P. 7
ご依頼事項③ 顕彰の更新、フォローアップ及び情報提供への御協力	P. 13
ご依頼事項の審査フロー上の位置づけ	P. 14
5. 事業スケジュール	.....P. 15

- 我が国のエネルギー政策の基本的視座である「3E+S」を達成するためには、再生可能エネルギーの主力電源化が必要です。さらに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再エネの主力電源化の取組をさらに加速化させる必要があります。
- 地域における再生可能エネルギーは、CO<sub>2</sub>の低減による環境面での効果に加えて、地域の活性化やレジリエンス強化への貢献が期待できるものであり、再生可能エネルギーの地域での導入に関心を有する地方公共団体も増えてきています。
- 実際に、地域の雇用や産業の創出、観光振興、まちづくり、災害時の電力供給など、地域に裨益し、地域と共生する形で、再生可能エネルギーの導入に取り組む事業者も出てきています。
- 一方で、一部において、太陽光パネルの廃棄や景観への影響に対する懸念等が顕在化しており、再生可能エネルギーの一層の導入に向けては、このような懸念にも対応しながら、再生可能エネルギーの地域との共生を促進することが重要です。
- こうした背景から、地域との共生を図りつつ、再生可能エネルギーの導入に取り組む優良な事業に対して、「地域共生マーク」を付与し、顕彰することで、地域と共生した再生可能エネルギー事業の普及・促進を図ることを目的として、「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」を実施いたします。
- 本事業では、地域と共生する再エネの要件として「地域共生再エネ3要件」を定めました。この3要件を満たし、かつ設備の安全性や住民理解を最低限の要件として満たす再エネ事業に、「地域共生マーク」を付与します。
- 市区町村の皆様におかれしては、本事業の主旨を御理解のうえ、本事業の「連携市区町村」として御登録いただくとともに、顕彰を受けることを希望する申請者(事業者等)からの申請の評価に関して、御協力賜りますよう、お願いいたします。

### 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局

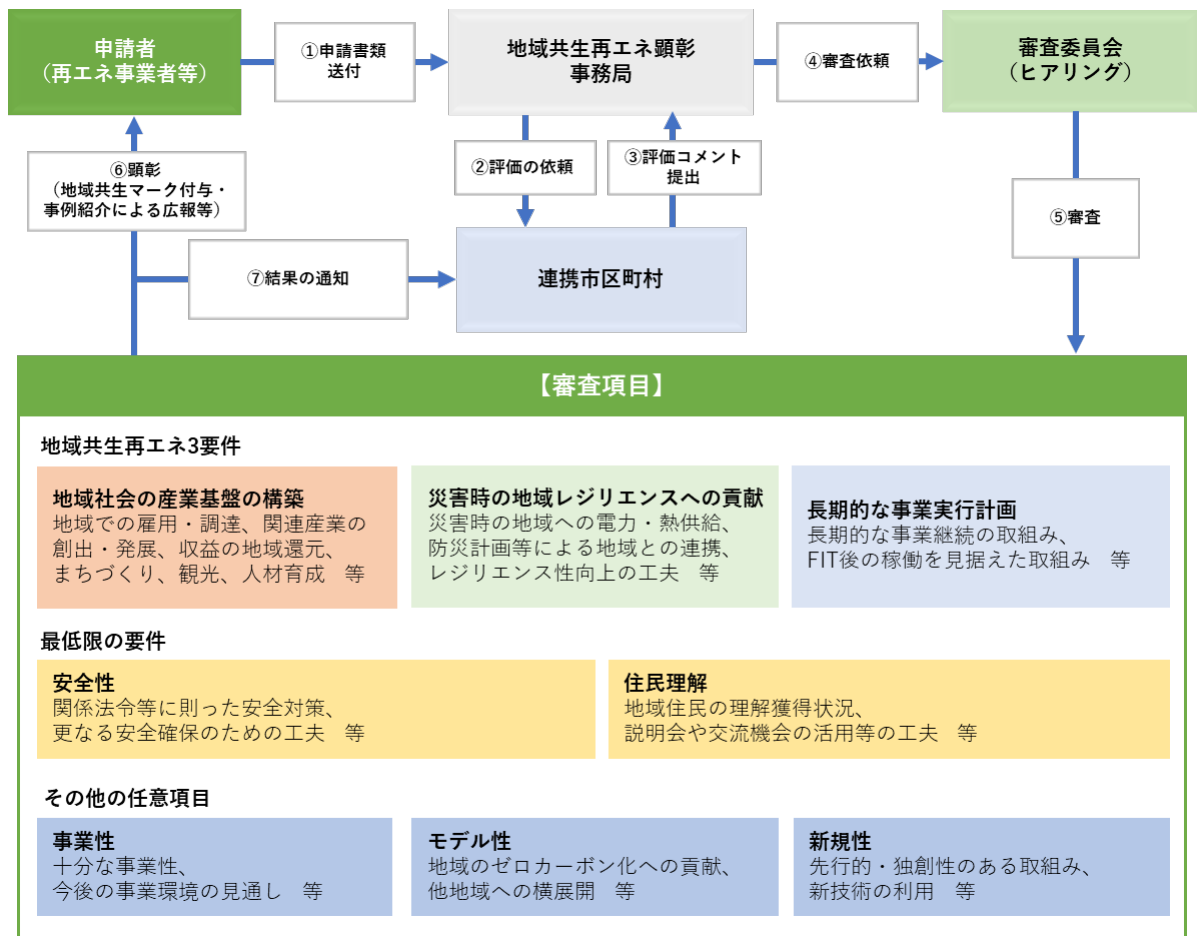
資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギーシステム課  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社(運営事務局)

- 本ガイドラインは、「令和8年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」事業について、市区町村に御協力頂きたい内容をご案内するものです。
- 下記WEBサイトに関連情報を掲載しております。あわせてご参照ください。  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/advanced\\_systems/saiene\\_kensho/municipality.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/saiene_kensho/municipality.html)（地域共生再エネ顕彰WEBサイト、連携市区町村登録用WEBサイト）
- ご不明の点は、顕彰事務局までお気軽にお問合せを頂戴できれば幸いです。

お問い合わせ・相談・連絡窓口  
「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局」

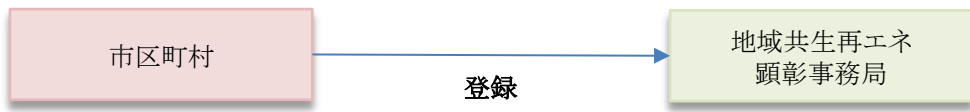
〒105-8501  
東京都港区虎ノ門5-11-2  
オランダヒルズ森タワー  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  
E-mail:kensho-saiene@murc.jp

## 事業の全体像



- 顕彰を受けようとする申請者は**事業単位で申請し**、資源エネルギー庁が組織する**複数の有識者からなる審査委員会において、採択の可否を審査**いたします。
- 市区町村におかれましては、本事業の上記主旨に御賛同いただくとともに、**「連携市区町村」として御登録をお願いいたします。**【→ご依頼事項① P.5～】
- 審査に際しては、申請事業が立地する**地域の実情、及び地域の御意見を踏まえることが重要**であることから、**申請事業が立地する市区町村から評価コメントを頂戴し**、審査委員会は評価コメントも考慮した審査を行います。【→ご依頼事項② P.7～】
- また、**地域共生のあるべき姿は地域の事情、又は事業の立地等によっても異なる**ところ、「地域共生再エネ3要件」のいずれを重視するか、**申請ごとに「配点比率」を指定**して頂きます。【→ご依頼事項② P.11～】

## ご依頼事項① 「連携市区町村」としての登録



- 本事業の趣旨に御賛同いただき、顕彰を希望する事業の評価に御協力頂ける市区町村におかれましては、「連携市区町村」として登録をお願いします。

### (1) 市区町村情報の登録

本ガイドライン、及び登録用WEBサイトをご参照のうえ、登録をお願いいたします。

【ご登録内容】市区町村名、担当部署、ご担当者氏名、ご連絡先等

【ご登録方法】登録用WEBサイトより登録申請書をダウンロードいただき、ご記入の上、事務局まで電子メールにてご送付ください。

### (2) 備考

- 連携市区町村名は、連携市区町村一覧において公開させていただきます。また、担当部署名等の一部の情報は、公開するか否かを登録時にご選択いただけます。
- 事業が立地する市区町村が「連携市区町村」として登録していることが、顕彰を受けるための要件となります※。したがって、「連携市区町村」として登録していない市区町村に立地する事業は、顕彰を受けることができません。
- 顕彰に係る申請を検討している事業者等から、「連携市区町村」としての登録依頼等があった場合には、本ガイドラインの内容等をご参考に、登録をご検討ください。
- 「連携市区町村」として登録していない市区町村に関連する事業の申請があった場合、事務局から当該市区町村に対して個別にご連絡し、登録のご検討を依頼することがあります。

※申請事業の要件(公募要領より抜粋)

5. 事業が関連する市区町村が、本事業の連携市区町村として登録されていること(関連する市区町村とは、申請事業における再エネ発電設備、再エネ熱供給設備又はその両方が設置されている市区町村とし、当該市区町村が複数ある場合には、該当する全ての市区町村とする)。

## ご依頼事項① 「連携市区町村」としての登録

## 【参考】登録申請書イメージ

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰  
連携市区町村 登録申請書

## 【記入情報の公開について】

以下の二つの観点で、各項目の公開可否をプルダウンリストから選択してください。

① 顕彰WEBサイトのリスト上に掲載し一般に公開してよいか

② 申請者、申請予定者等から事務局あてに問い合わせがあった場合に伝達してよいか

\*いずれも「不可」とした場合、記入いただいた情報は、原則として事務局からのご連絡にのみ使用いたします。

\*公開必須とする項目、及び必ず非公開とする項目は、プルダウンから選択できないようになっています。

下記内容にて連携市区町村への登録を申請いたします。

令和 年 月 日

		①WEBサイト掲載 による一般公開	②問い合わせが あった場合の伝達
市区町村名	ふりがな	公開必須	
担当部署名		公開必須	
連絡先	TEL	選択してください	選択してください
	メールアドレス	公開必須	
	FAX (任意記入)	選択してください	選択してください
ご担当者氏名	ふりがな	非公開	
担当部署所在地	〒	非公開	
URL		公開必須	

\*太枠内をご記入ください。任意記入以外の項目は全てご記入ください。

## 【参考】顕彰WEBサイトにて公開する連携市区町村一覧イメージ

北海道 ▼

## 松前町

担当部署名：政策財政課 政策推進係

URL：☎ <http://www.town.matsumae.hokkaido.jp/>

TEL：0139-42-2275

FAX：0139-46-2048

メールアドレス：info@town.matsumae.hokkaido.jp

一部の項目は、公開／非公開を  
選択することができます。

## 長万部町

担当部署名：まちづくり推進課

URL：☎ <https://www.town.oshamambe.lg.jp/>

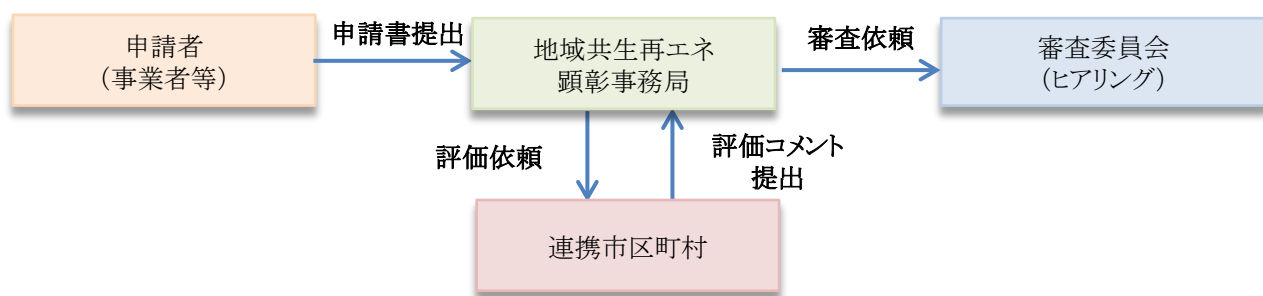
TEL：01377-2-2450

FAX：01377-2-4884

メールアドレス：m.s-k@town.oshamambe.lg.jp

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/advanced\\_systems/saiene\\_kensho/cooperation.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/saiene_kensho/cooperation.html) (地域共生再エネ顕彰WEBサイト)

## ご依頼事項② 評価コメントの提出、及び配点比率の指定



- 申請者(事業者等)から申請が提出された際、当該事業が立地する連携市区町村に対して、事務局から評価の依頼をいたします。評価コメントをご記入の上、事務局へご提出をお願いいたします。
- また、審査項目である「地域共生再エネ3要件」について、地域のニーズを踏まえた「配点比率」を指定して頂きます。

## (1)備考

- 申請事業の採択可否に係る審査は、複数名の有識者からなる審査委員会において実施いたします。連携市区町村の評価コメント、及び指定された配点比率は、審査委員会の審査において、参考として活用させていただきます。
- 評価の依頼に際しては、申請者から提出された申請書類一式を提供いたします。申請者の記入した内容を参照しながら、評価コメントをご記入ください。
- 評価コメントは、各要件について「把握されている客観的事実」を記入いただく箇所と、総括コメントとして「申請事業が顕彰を受けることについての主観的意見」を記載頂く箇所に分かれております。
- 評価期間は依頼から1週間程度を目安として、評価の依頼時にお知らせいたします。
- 評価コメントは、把握されている事実に基づいて記入をお願いします。申請事業に対して、新たな調査等を行っていただくことを義務付けるものではありません。
- 申請事業に関連する連携市区町村が複数ある場合には、全ての連携市区町村に評価コメントと配点比率の指定を依頼し、その内容を総合的に考慮いたします。

## ご依頼事項② 評価コメントの提出、及び配点比率の指定

### 1) 地域共生再エネ3要件の概要

● 地域と共生する再エネを評価する指標として地域共生再エネ3要件を定義しました。

#### ① 地域社会の産業基盤の構築

地域での雇用又は調達、関連産業の創出又は発展、事業収益の地域還元、地域インフラ整備又は環境整備の促進、公共サービスの充実化、人材育成又は教育への寄与等の、地域活性化に資する経済的・社会的な取組

#### ② 災害時の地域レジリエンスへの貢献

災害等の地域への電力供給又は熱供給や、防災計画における地域との連携など、レジリエンス向上に資する取組

#### ③ 長期的な事業実行計画

長期的な事業継続の方針策定と、それを見据えた取組など、長期的に事業を実行するための取組

### 2) 地域共生再エネ3要件の取組み例

地域共生に取り組む再エネ事業の実例を参考に、取組み例を挙げています。地域共生再エネ3要件の要件ごとに分類して紹介していますので、ご参考として下さい。

#### 地域社会の産業基盤の構築

- 地域の未利用材を活用したバイオマス発電による排熱を、熱帯果樹の温室加温や食品の加工・乾燥処理等に活用し、全体で20名以上の雇用創出
- 市民ファンドにより事業資金の一部を調達した風力発電で、売電収入の一部を市の基金に寄付し、森づくりや市内の環境関連の取組に活用
- 産業用水路を活用した小水力発電で、売電収入の一部を農業水路の維持管理の他、住民コミュニティ活動の支援や地元文化芸能の維持に活用
- 地元の温泉を活用した地熱発電の排熱を使用した養殖施設や、見学用展望デッキを設置し観光活性化に貢献
- 売電収入を高齢者への無料バスや学生の通学定期券代の無償化事業等に活用
- 地元食材の販売ルート開拓や地域のワークシェアスペースの設置、地域新電力の設立支援等を実施
- 鶏糞を活用したバイオマス発電を実施し、地域の基盤産業であるブロイラー産業を支え、畜産業の成長に貢献

#### 災害時の地域レジリエンスへの貢献

- 地域の防災計画と連携し、災害発生等による系統電力途絶時に公共施設や住宅地等に電力供給
- 災害時による停電時の避難場所として発電所のシャワーやトイレ等を住民に開放する契約を市区町村と締結
- 地域の避難施設に大型蓄電池を設置

#### 長期的な事業実行計画

- 現在の事業計画期間終了後も発電設備を入替・追加整備し、事業継続をすることを検討
- FIT買取期間終了までに、地域内に自営線と蓄電池を整備し、停電しないスマートタウンにする計画を策定
- 地域に貢献する目的をふまえ、FIT買取期間終了後の新設設備導入を含めた事業計画を策定

## ご依頼事項② 評価コメントの提出、配点比率の指定

## 3) 審査項目の関係

- 審査委員会は地域共生再エネ3要件、最低限の要件である安全性及び住民理解の2要件、及び任意項目であるその他3要件の計8項目に基づき審査を行います。
- 連携市区町村におかれましては、地域共生再エネ3要件、安全性及び住民理解の計5項目について、評価コメントの提出をお願いいたします。

審査項目	
地域共生 再エネ3要件	<b>地域社会の産業基盤の構築</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域での雇用又は調達、関連産業の創出又は発展等の経済的貢献があるか</li> <li>● 事業収益の地域還元、地域インフラ整備又は環境整備の促進、公共サービスの充実化、人材育成又は教育への寄与、環境意識の醸成、まちづくり推進、文化芸能の育成等の社会的貢献があるか</li> </ul>
	<b>災害時の地域レジリエンスへの貢献</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に地域への電力供給又は熱供給ができるか</li> <li>● 防災計画等において地域と連携しているか</li> <li>● 更なるレジリエンス向上のための工夫を講じているか</li> </ul>
	<b>長期的な事業実行計画</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 長期的な事業継続の方針を設定し、それを見据えた取組を実施しているか</li> <li>● FIT売電を行っている事業については、FIT後の稼働継続の方針を設定し、それを見据えた取組を実施しているか</li> </ul>
安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係法令、各種ガイドライン等に則った十分な安全対策を実施しているか</li> <li>● 更なる安全性確保のための工夫を講じているか</li> </ul>
住民理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 十分な住民理解を得ているか</li> <li>● 住民説明会の開催、又は住民との交流機会の設置など、住民理解を得るための工夫を講じているか</li> </ul>
事業性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 十分な事業性が認められるか</li> <li>● 主要な事業環境(リソースの調達、主商材の販売、又は事業収益と関連の強い物価等)の今後の見通しは明るいのか</li> </ul>
モデル性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域のゼロカーボン化推進に貢献する事業であるか</li> <li>● 他の地域への横展開が可能なポイントがあるか</li> </ul>
新規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存の事例と比較して、先行した点、又は独創的な点があるか(事業スキーム、地域との連携の在り方等)</li> <li>● 革新的な新技術等を利用しているか</li> </ul>

配点比率を指定頂く項目

評価コメントを提出いただく項目

ご依頼事項② 評価コメントの提出、配点比率の指定

【参考】 申請書への評価コメント記入イメージ

- 各要件についての評価コメントは、申請者の記載内容も参考に、連携市区町村において把握されている「客観的事実」について御記入ください。

1. 地域共生再エネ3要件		
1-1. 【地域社会の産業基盤の構築】 ※必須項目 (400字以内)		申請者(事業者等)が記入する欄 (記入された状態で提供)
【記入例】 バイオマス発電所を産業の軸とし、間伐材の切り出し、運送業、ペレット製造など、発電事業に関連する様々な事業を展開している。町内に豊富にある森林資源の有効活用を希望する地元自治体の要望や事業採算性の低い山林保全事業の採算性向上、冬季にのみ利用されがちである木質バイオマス燃料の通年利用による地産地消のエネルギー利用の確立など、地域で抱える課題を解決する手段として地域密着型バイオマス発電事業を実施した。さらに、発電施設から排出される高温の蒸気を真水で冷却し、温水トマトハウス栽培農家に供給。温水の供給により、トマト栽培が通年で可能となり、栽培効率(出荷量〇〇%)が向上した。		連携市区町村に記入いただく欄
市区町村 コメント 記入欄	客観的事実	【記入例】 〇〇地域で地域団体と協力し、〇〇という取り組みを実施している。

3. 住民理解 ※必須項目 (400字以内)		申請者(事業者等)が記入する欄 (記入された状態で提供)
【記入例】 自家消費型太陽光発電が供給した分の電気料金を収益とするため、災害公営住宅〇〇戸、商業施設のテナント〇店舗の計〇〇件の需要家と供給契約を結ぶことが必須である。そのため、計画段階から、災害公営住宅の入居者、商業施設のテナント事業者に対して説明会を実施し、全需要家と合意形成を交わしている。(住民説明会開催回数 〇回/年) 新型コロナウイルス感染症防止の観点から説明会に代わり、案内やアンケートによる住民理解・意見交換を実施している。(案内・アンケートの実施 計〇回) また設備運転開始後は、日々住民から本事業に係る問合せに対して訪問など丁寧に対応をし、生活に関する相談にも対応しているため、住民にとって身近な存在によって事業運営が行われ、住民理解を促進している。(〇〇年度問合せ対応数 〇〇回/年)		連携市区町村に記入いただく欄
市区町村 コメント 記入欄	客観的事実	【記入例】 住民説明会を開催し、地域住民の理解を得ている。

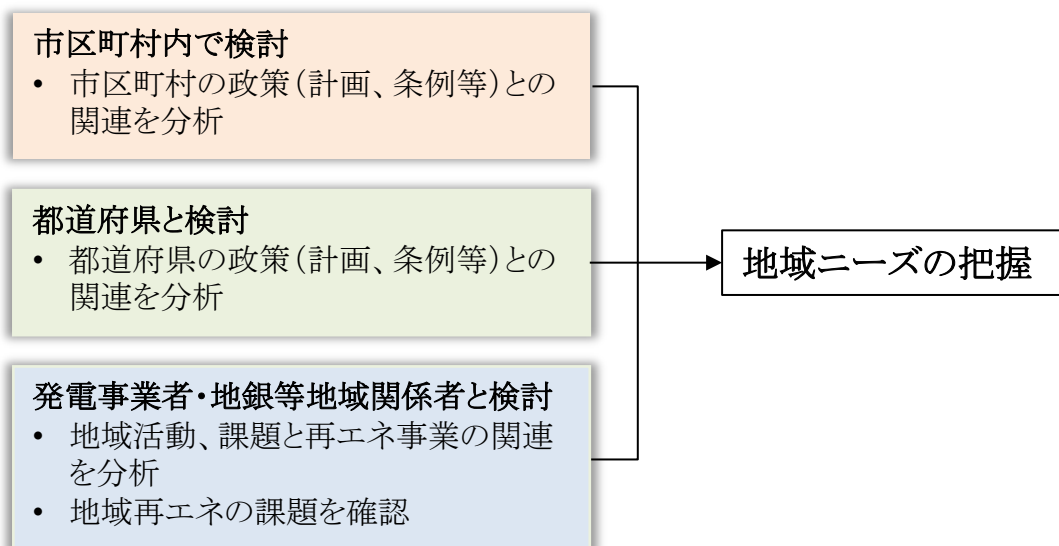
- 市区町村総括コメントについては、本申請の採択可否について、「主観的意見」を御記入ください。

【市区町村総括コメント】※連携市区町村記入欄		連携市区町村に記入いただく欄
市区町村 コメント 記入欄	主観的意見	【記入例】 当市(〇〇市)の再エネに係る施策の方針と一致する事業であり、これまでも密に連携している。地域共生の趣旨に合致する事業であると考えるので、顕彰に採択してほしい。

## ご依頼事項② 評価コメントの提出、配点比率の指定

## 【参考】 地域ニーズの把握

- 地域共生再エネ3要件の配点比率を指定するに際しては、地域において求められる地域共生とは何かについてご検討ください。そのためには地域ニーズの調査・把握を行うことが効果的です。
- 地域ニーズの調査・把握の方法としては、市区町村の政策(計画、条例等)と再エネ事業の関連を分析することで、地域にどのような再エネが求められるかを把握することができます。市区町村の政策と再エネとの関連性が薄い場合は、都道府県の政策との関連性を分析することにより、地域ニーズを把握することも可能です。
- 加えて、地元の発電事業者や金融機関等の地域関係者ととも、地域の活動を分析したり、実際に地域にある再エネの課題を確認したりすることも、地域ニーズの把握につながります。
- また、申請事業がどのような場所に立地しているかによっても、地域ニーズが異なる可能性があります(例. 都市部と山間部では求められる共生のあり方が異なる)。
- 詳細な調査・分析が難しい場合は、担当部署内で意見交換をしていただくだけでも結構です。
- このようにして地域ニーズを調査・分析して把握しておくことは、地域共生再エネ3要件の配点比率を指定し易くなるのみならず、今後、地域の再エネに対する方針を設定する際や、地域関係者が共同して地域のニーズに合った再エネ事業を進めることの一助となると期待されます。



## ご依頼事項② 評価コメントの提出、配点比率の指定

**【参考】 地域共生再エネ3要件の配点比率の指定イメージ**

- 評価コメントを記入していただく申請書類内に、配点比率を指定する欄が設けられています。配点比率は0.1～0.8までの0.1刻みで3要件の合計が1.0になるように設定します。なお、各要件につき、配点を0とすることはできません。
- 例えば、災害が多くレジリエンスを重視する地域では「災害時の地域レジリエンスへの貢献」の配点を大きくし、経済効果を重視する地域では「地域社会の産業基盤の構築」の配点を大きくすること等が考えられます。

地域共生再エネ3要件の配点比率			
	【地域社会の産業基盤の構築】	【災害時の地域レジリエンスへの貢献】	【長期的な事業実行計画】
右の欄に入力してください			
	比率合計が1になるよう入力してください！	配点比率合計	0.0

**【参考】 地域ニーズに基づく配点比率の例**

地域ニーズの類型	配点比率
レジリエンス重視型	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域社会の産業基盤の構築 (0.2)</li> <li>● 災害時の地域レジリエンスへの貢献 (0.6)</li> <li>● 長期安定的な事業実行計画(0.2)</li> </ul>
経済効果・社会貢献重視型	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域社会の産業基盤の構築 (0.7)</li> <li>● 災害時の地域レジリエンスへの貢献 (0.1)</li> <li>● 長期安定的な事業実行計画 (0.2)</li> </ul>

### ご依頼事項③ 顕彰の更新、フォローアップ及び情報提供への御協力

- 顕彰を受けた事業は、再度の審査を受け、顕彰の日付を更新することができます。顕彰の更新の希望があった場合は、事務局から連携市区町村に対してご連絡し、再度評価を依頼させて頂く場合がありますので、御協力をお願いいたします。
- また、地域共生の取組みが継続されていることを確認するため、定期的な情報収集（フォローアップ）を行うことを予定しております。フォローアップに際して、事務局から連携市区町村に対して状況確認、及び評価の依頼をさせて頂く場合がありますので、御協力をお願いいたします。
- フォローアップについての詳細は、顕彰を受けた者、及び連携市区町村向けに後日ご案内いたします。
- 顕彰に影響すると思われる事実※を把握された場合は、事務局への情報提供をお願いいたします。また、顕彰に影響すると思われる事実※を事務局が把握した際、事実確認のために連携市区町村に情報を照会させていただくことがあります。

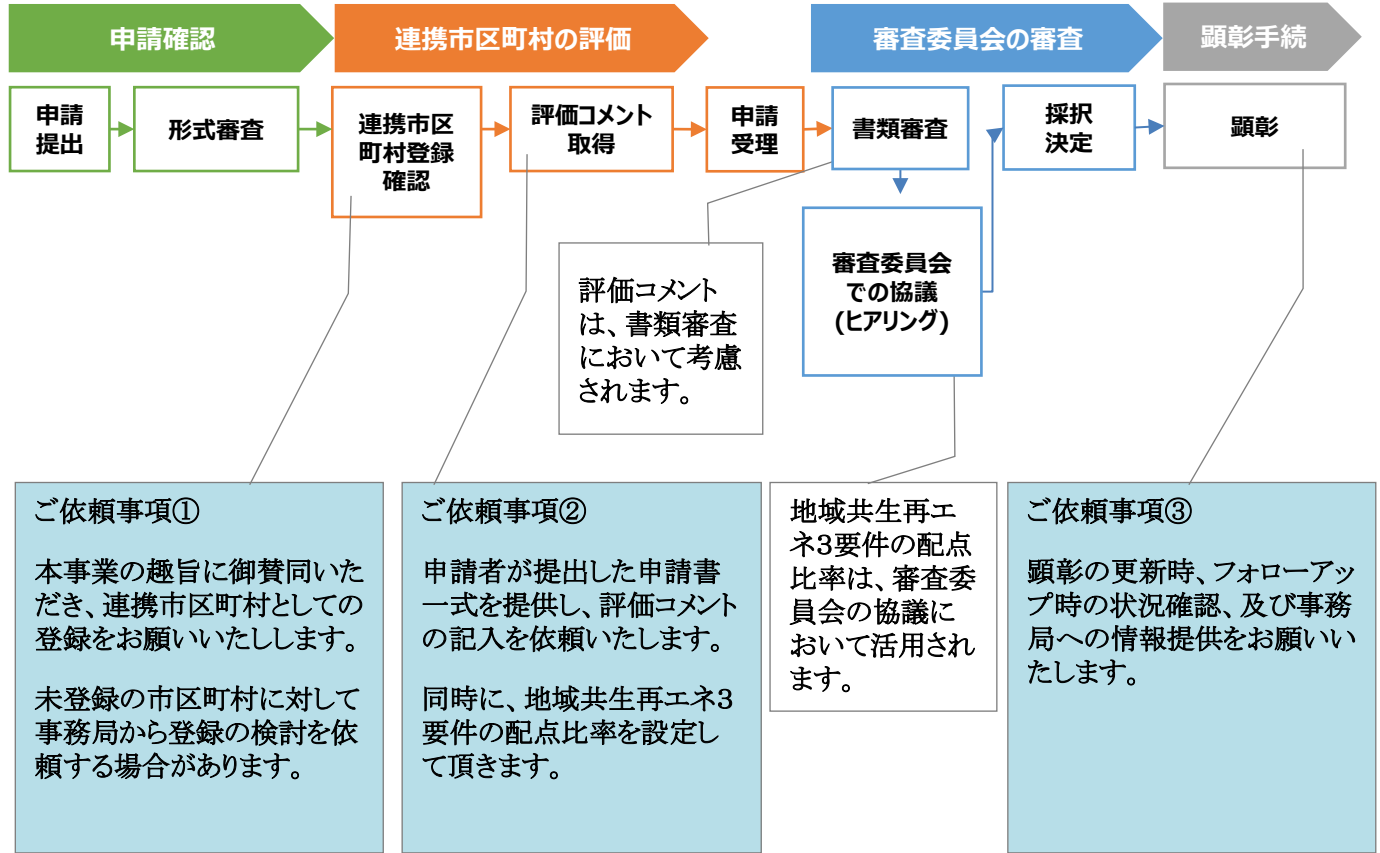
※「顕彰に影響すると思われる事実」とは、以下のような例が考えられます。

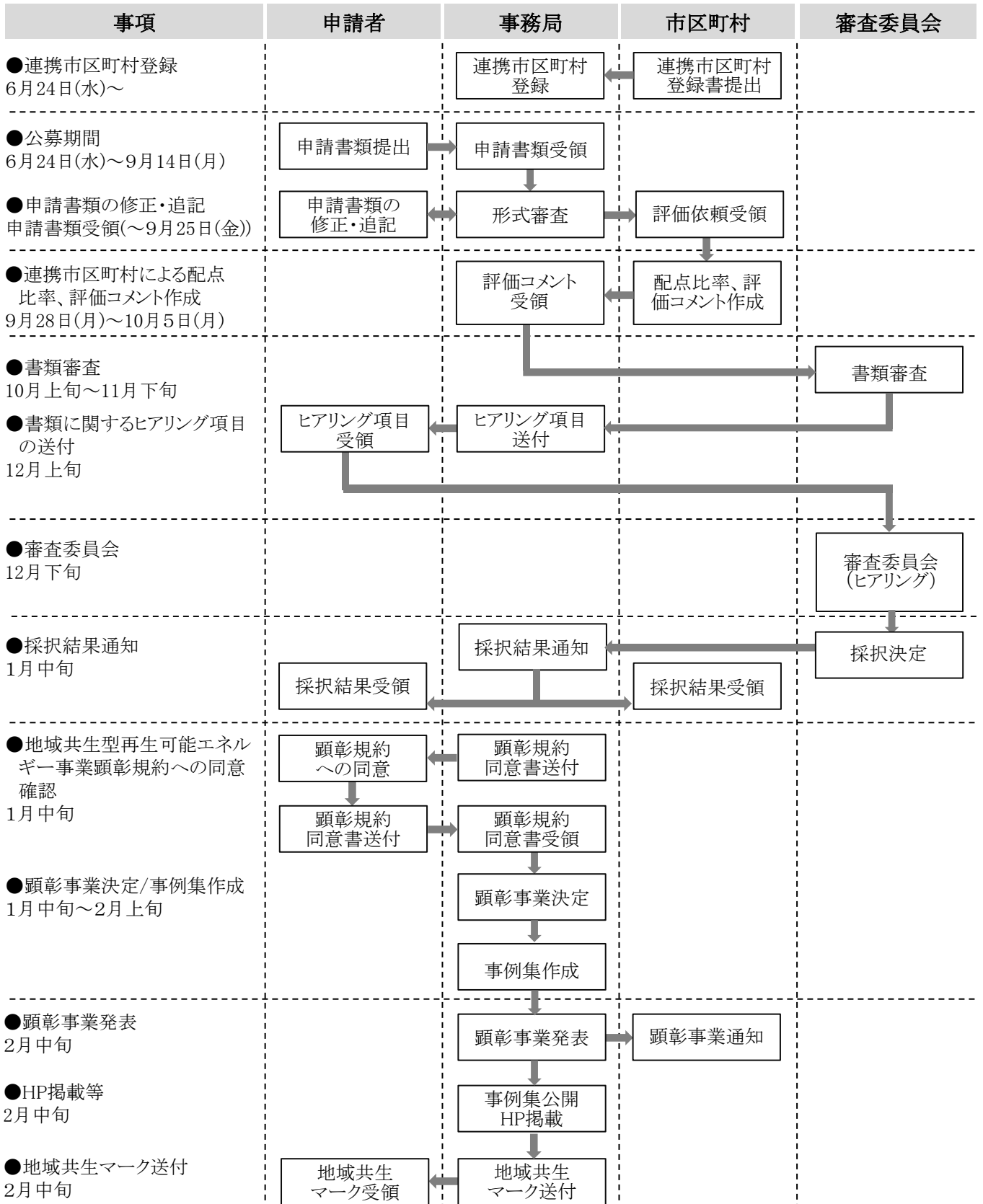
- 地域共生に資する新たな取組みが開始された。
  - 評価コメント時には認知していなかった不適切な事実が判明した。
  - 事業変更等により地域共生の取組み内容が変更された。
  - 住民とのトラブルが発生した。
  - 安全性に係る事故が発生した。
- なお、一度顕彰を受けた事業について、顕彰を受けることが適切でないと判断された場合は、顕彰の取消又は失効の措置が行われます。

#### 【参考】 取消、失効措置の内容

措置名	措置理由	措置の効果
取消	当初から顕彰を受けることが適切でなかった (事実誤認による顕彰 等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顕彰の公表リストから削除</li> <li>・地域共生マークの使用停止</li> </ul>
失効	顕彰時は適切であったが、 事後に適切でないものとなった (事業変更 等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顕彰の公表リストに失効日付を付記</li> <li>・地域共生マークの使用停止</li> </ul>

ご依頼事項の審査フロー上の位置づけ





注) スケジュールは変更となることもある。